

熊毛支所文書整理に携わつて

一
はじめに

熊毛支所文書は、昭和三十一年（一九五五）四月一日、東国東郡伊美町と熊毛村が合併し、国見町が成立するまでの熊毛村の文書である。合併後は、旧村役場に支所が置かれ、文書は土蔵に保存されていた。

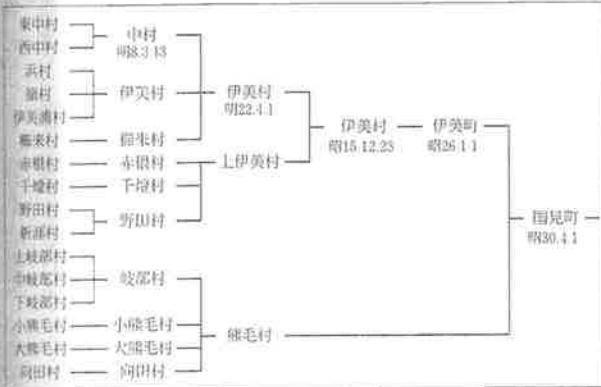
熊毛村は明治二三年（一八八九）四月一日、町村制施行による明治の大合併により成立したもので、昭和の大合併まで存続した。村域は、明治五年実施された大区小区制下での第一大区（国東郡）第一二小区に該当する。明治八年、豊後大分県下で行われた町村合併時に、上・中・下岐部村が合併したものの、小区範囲は全く変更されなかった。なお、明治初期からの変遷概略は表1のとおりである。

独立して再び行政的地位を与えられた。

明治二一年一月一日、郡区町村編制法施行で、大小区制は廃止され、各村は

この時、各郡に郡役所が設置され、町村はその指揮下に置かれた。地形的にも複雑で広範囲であった国東郡は東西に分別された。

表1：熊毛村の変遷概略



加藤泰信

新設された郡役所の当面の任務は、財政上小規模な村々の連合を促進であった。明治二十三年、小熊毛・大熊毛・向田三村は、連合村を形成した。

一七年、戸長管轄区域拡大政策（一七年体制）に伴い、岐部村を加えた小熊毛村外三村連合体制が施行され、小熊毛村に連合村戸長役場が置かれた。ここに、一二三年の熊毛村成立の基盤が作られたのである。

一七年一月段階での四村戸数・人口合計は六二七戸・三〇〇五人であった。時期尚早で失敗した大小区制の行政範囲は、二年の町村制施行段階で、ほぼ復活したといえよう。

二 文書整理作業

記憶が定かではないが、熊毛支所文書の整理作業で現地を訪問したのは、昭和五十四年（一九七九）の初夏であったと思ふ。当時、大分県総務部総務課県史編さん班に在職中で、現別府大学教授末廣利人氏と共に、橋本操六室長の命を受け熊毛支所に赴いた。

行政文書は、土蔵の二階に保管している、とのことで階上に上がつてみると、大量の文書が山積みされていた。当面の作業は、一世紀にわたる埃を払い落とすことであった。タオルで覆面したものの、連日耳鼻咽喉まで埃をかぶつたり吸い込んだり、真黒になりながら汗を流した。次いで、塵埃落としの終わった文書類を隣接した公民館（元村会議事堂）に運び込み、以下の順で分類とカード作成作業に入った。

- (1) 大分類に山分け。
- (2) 山分けした大分類ごとに小分類。
- (3) 小分類した山を年代順に並べる。
- (4) カードに分類番号・年代・史料名・形態等所定事項を記入して、史料に挟む。

- (5) ラベルに分類番号を記入し、史料に貼付する。
 (6) カードを抜き、小分類から大分類別にまとめる。
 (7) 史料を分類別に段ボール箱に収蔵する。

以上の作業を終え、やれやれと思いながら、念のため土蔵の一階部分の点検を行った。古い机や椅子等、がらくた道具を片つ端から取り除いて奥に入り、壁際の戸棚類を開けて見ると、中にまたもや大量の史料がつめ込まれていた。それ等を運び出し、前と同じ方法で整理した。結果的にはこれによって、小分類の史料が年代的につながることになった。約一週間、現地に滞在しながらの、腰の痛くなる汚れ仕事であったが、充実したやり甲斐のある作業であった。

帰宅後、史料カードに基づき、分類別・年代順に目録用紙に記入し、ファイルした。カードはカードケースに収納して史料整理を終えた。

三 熊毛支所文書の概要

文書の大分類別点数を表2にまとめた。総数六二八九点であった。

量的には税務関係が最も多く、次いで庶務関係、土地、学事、戸籍関係の順である。時代区分から見れば昭和戦前、明治、大正、昭和戦後の順である。昭和戦前が多いのは、事務の多様化と事務量増加を示している。

史料の形態は簿冊・書綴・冊子が中心で、一紙ものはほとんどない。明治初期の分に横帳・小横帳が見られる。

表2 熊毛支所文書大分類別点数

時代区分 大分類	明治	大正	昭和 (前期)	昭和 (戦後)	計
A 土地	509	51	74	69	703
B 戸籍	237	129	152	17	535
C 議事	41	15	50	5	111
D 庶務	304	227	666	115	1,312
E 稅務	630	386	626	8	1,650
F 学事	80	178	263	17	538
G 勸業	42	25	235	29	331
H 交通	11	3	6	0	20
I 土木	22	27	127	6	182
J 関係諸機関	32	36	133	60	261
K 厚生・福利	70	83	182	25	360
L 兵事	2	6	62	0	70
M 戦時体制			203	13	216
計	1,980	1,166	2,779	364	6,289

表3に分類表を掲げた。分類表作成は史料調査中に行い、時間的制約もあつたので、拙速をまぬがれないが、粗方、全体の傾向をつかむことはできよう。

注目すべき点は、熊毛村成立以前の旧岐部・小熊毛・大熊毛・向田四村の行政文書が引き継がれ保存されていることである。とくに土地関係は明治八年（一八七五）からのものが揃っている。

豊後大分県では、明治八年を中心にして地租改正事業を始めた。これを反映して、同年作成された土地名寄帳・地租取調帳・地券台帳等があり、一七年以後には地租改正時の誤謬を訂正したとみられる誤謬地訂正取調申告表・落地編入願・異動地取調申告表等第一級史料がある。

土地関係以外では、明治一年からの文書が揃っている。郡区町村編制法下、あるいは町村制度の村政研究に資する史料の宝庫である。これは、大正・昭和前期についても同様である。

表3 熊毛支所文書分類表

大 分 類	小 分 類				
A 土地	1、地租・地価関係 4、文書誤謬訂正 7、地目変更・異動地	2、地券関係 5、土地台帳 8、小作関係	3、名寄帳 6、土地関係諸願届 9、その他		
B 戸籍	1、受付 6、関係文書	2、諸届 7、統計	3、登記簿 8、雜	4、加除籍	5、出入
C 議事	1、議事録	2、議決書	3、報告書	4、議案書	5、雜
D 庶務	1、選挙 5、国勢調査・人口調査	2、村費会計	3、官有物払下 6、村概観	4、宗教 7、県報・省庁達等	8、雜
E 税務	1、向田村 5、連合村関係 10、その他	2、大熊毛村 6、国税	3、小熊毛村 7、県税	4、岐部村 8、村税	9、雜税
F 学事	1、学校関係	2、社会教育	3、その他		
G 勘業	1、水産業 5、地方改良事業	2、畜産業 6、経済更正事業	3、農林業 7、勘業統計	4、勘業一般	8、その他
H 交通・通信					
I 土木	1、道路	2、建築	3、河岸・防波堤・港		
J 関係諸機関	1、農会 5、養蚕組合 9、町村長会	2、耕地整理組合 6、畜産組合 10、その他	3、柑橘組合 7、森林組合	4、煙草耕作組合 8、国民健康保険組合	
K 厚生・福利	1、日赤関係 6、体力検査	2、伝染病 7、その他	3、死亡調	4、埋火葬	5、救恤
L 兵事	1、軍馬 5、その他	2、「支那事変」関係	3、戦死傷関係	4、軍事扶助	
M 戦時体制	1、統制經濟 4、警防團関係・防空 7、その他	2、大政翼賛会 5、愛國婦人会・大日本婦人会	3、銃後援会・軍事後援会関係	6、常会関係	

四 おわりに

熊毛支所文書はその後、プライバシーに関わる可能性のある戸籍部門を除き、旧大分県立図書館に寄託された。平成七年、県公文書館開設に伴い同館に移管された。

同文書は、前述のように、明治八年から昭和の大合併期まで、小分類ごとに年次を追って保存されていた。このような事例は県内他市町村では全く見ることができない。

保存され得た条件の一つとして、収納場所として堅牢な土蔵が建てられていたことが挙げられる。熊毛に次ぐ公文書群として宇目町の旧小野市村文書があった。内容的にもすぐれていたが、県公文書館に寄託した残部が廃棄されたと聞く。非常に残念なことである。

不要となつた公文書を如何にして保存するか、保存した文書の整理・分類を誰が行うのか、閲覧場所の問題、人員の問題等、今後の問題は山積しているが、まず第一になすべき事は、公文書を廃棄せずに保存することである。そのためには、保存場所の確保と保存しなければならないといふ、役所・役場職員の意識改革が先決問題である。そういう観点から考えれば天草の本渡市方式で、児童・生徒減少とともに空き教室を当面の保存場所に充当する方法が、当を得ているといえよう。

八年前、山形県天童市に所用で出かけたことがある。将棋の駒生産で有名なところであるが、その折り、天童市立旧東村山郡役所資料館を見学した。旧郡役所を復元した県指定展示施設で、戊辰戦争関係史料と共に、明治期町村制関係史料等が展示されており、感動したことが思い出される。